

事務連絡
令和3年9月30日

保護者 各位

県立宜野湾高等学校
校長 仲宗根 勝

緊急事態宣言解除後の教育活動等について

国の緊急事態宣言は9月30日をもって解除されることになりましたが、感染者数の減少を維持し、再拡大を防ぐため、沖縄県独自措置（感染拡大抑止期間）に移行することとなりました。

本校における取組とともにご家庭におかれても、引き続き、万全の感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

沖縄県教育委員会令和3年9月29日付教県第1139号の通知を受け、沖縄県独自措置期間中における教育活動等は下記のとおりとなります。

1 県独自措置の期間 10月1日（金）から10月31日（日）まで

2 感染症対策の徹底について

(1) 基本的な感染症対策の徹底

マスクを着用し、手洗い及び換気を徹底する。

(2) 健康観察の徹底

①児童生徒等、教職員とも、登校・出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底し、体調が悪い時は自宅での休養とし、登校・出勤させないよう指導を徹底する。

②家族、友人等が感染し、濃厚接触の疑いがある場合は、保健所からの濃厚接触者の特定がなされていなくても登校を控えるよう指導すること。

(3) 給食・食事時の指導

食事の前後の手洗いを徹底し、お互い向かい合わず距離をとる、食事時の会話を控える、食事後には必ずマスクをつけるなど、飛沫の飛散防止の対応を行うこと。

3 教育活動上の対応

(1) 感染リスクが高い教育活動

感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は制限または自粛すること。

(2) 学校行事等

地域の感染状況等を踏まえ、保護者等の協力を得ながら感染症対策を講じ、実施方法を十分に検討する。島外への移動の際は保護者の了解の上、PCR検査等を行う。

(3) 就職・進学等の活動

県外・離島の移動・往來を伴う就職・進学決定等に向けた活動については、学校・企業等や保護者への説明や理解を得た上で、感染症対策を徹底して実施すること。（PCR検査等の受検）

(4) 部活動等

感染対策を講じた上で、平日90分以内（早朝練習なし）、土日祝日は2時間以内で活動する。

4 その他

(1) 下校時において、生徒同士による食べ歩き等は厳に慎むよう、指導を徹底すること。

(2) 県独自措置の期間中は、できるだけ外出を控え、混雑場所や時間を避けるよう指導する。